

参考資料3

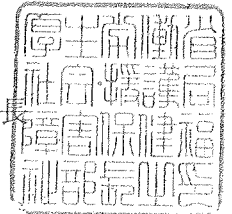
障発0411第5号

平成24年4月11日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



工賃向上計画支援事業の実施について

平成24年4月11日障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』にて「工賃向上計画」の指針をお示ししたところであるが、この具体的な取組のため「工賃向上計画支援事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発0706005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃倍増5か年計画支援事業の実施について」は廃止する。



(別紙)

工賃向上計画支援事業実施要綱

1 事業の目的

本事業において、都道府県ごとに工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、都道府県が策定した「工賃向上計画」に基づき実施する事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）又は特定非営利活動法人等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

3 事業の内容

工賃向上計画支援事業の事業内容については、次のとおりとする。

(1) 基本事業

ア 工賃アップ取組事業所経営改善支援事業（経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援、工賃向上計画の策定及び管理者の意識改善支援）

イ 工賃アップ取組事業所技術向上支援事業（専門家の派遣等（例：農業等）による技術指導による技術向上支援、利用者の作業効率向上支援）

ウ 事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修等に係る事業

エ インターネットを活用した工賃向上計画の情報の提供

オ アからエまでに掲げるもののほか、工賃向上計画に基づく具体的な取組を実施するための事業

カ その他本事業の趣旨に資すると認められるもの

(2) 特別事業

ア 複数の事業所が共同して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口」の整備及び継続できる体制の確立に係る事業

イ 工賃引き上げの取組を活用した好事例の紹介、説明会

ウ 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業

4 留意事項

(1) 平成24年4月11日付け障発第0411第4号の通知内容に留意すること。

(2) 本事業の対象となる事業所は次のとおり。

ア 就労継続支援B型事業所

イ 就労継続支援A型事業所、生活介護事業所（生産活動を行っている場合）、地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について都道府県が認めた事業所

5 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

6 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

7 施行期日

この通知は平成24年4月1日から施行するものとする。

「工賃倍増5か年計画」と新たな「工賃向上計画」について

工賃倍増5か年計画の課題

- ◇ 工賃倍増5か年計画(H19～H23)では、都道府県レベルでの計画作成・関係機関や商工団体等の関係者との連携体制の確立等に力点を置き、工賃向上への取組みが推進されてきたが、個々の事業所のレベルでは、必ずしも全ての事業所で計画の作成がなされておらず、また、この間の景気の低迷等の影響も手伝って、十分な工賃向上となり得ていない。
- ◇ 市町村レベル・地域レベルでの関係者の理解や協力関係の確立なども十分とは言えない。



新たな工賃向上計画による今後の取組み

- ◇ 平成24年度からの新たな計画では、これまでの計画の評価・検証を踏まえ、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進める。
- ◇ 新たな計画では、都道府県主体の取組みから、都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、新体系への移行が完了することにより事業の目的が明確になる中で、個々の事業所において「工賃向上計画」を作成することを原則とする。
- ◇ 特に今後は、作業の質を高め、発注元企業の信頼の獲得により安定的な作業の確保、ひいては安定的・継続的な運営に資するような取組みが重要であることから、具体的には、経営力育成・強化や専門家(例：農業の専門家等)による技術指導や経営指導による技術の向上、共同化の推進のための支援の強化・促進を図る。

新たな工賃向上計画の主なポイント

【計画期間】 3か年(平成24～26年度)

【対象事業所】 就労継続支援B型事業所(都道府県の判断で生産活動を行う生活介護事業所を対象とすることも可)

- ① 工賃倍増5か年計画同様、都道府県、事業所において工賃向上計画を作成する。
これまでの計画では個々の事業所の計画作成は自主的な取組みとされていたが、新たな計画では、特別な事情がない限り個々の事業所における工賃向上計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組みを促すこととする。
また、都道府県の計画では、官公需による発注促進についても目標値を掲げて取り組むこと推奨する。
- ② 報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も対象とし、目標とする工賃については月額または時間額により算出する方法のどちらかを事業所が選択する。
- ③ 工賃向上の目標値については、従来のような一律の目標値(倍増)を設定するのではなく、個々の事業所の実情を考慮しつつも一定以上の工賃向上(例えば時間額が最低賃金の1/4程度の場合に最賃の1/3程度)を目指すことを前提に、個々の事業所において設定(法人において意思決定)した目標値の積み上げを、全体の工賃向上の目標値とする。
このため、24年度当初に工賃目標の設定状況等の調査をお願いすることになるので、ご協力をお願いしたい。
- ④ 工賃の状況把握(報告)にあたっては、計画当初(平成24年4月時点)に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所とそれぞれ別に状況比較することとする。
- ⑤ 地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組みを積極的に支援していただくよう協力を依頼する。

・市町村における取組みの例：市町村の広報誌や商工団体への協力依頼による企業からの仕事の発注促進、官公需の発注促進 など

モデル実施

工賃倍増5か年計画(19年度～23年度)

工賃向上計画(24～26年度)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算	—	5億円	15億円	16億円	8億円	5億円
国	工賃水準ステップアップ事業実施 〔授産施設に経営コンサルタントを派遣し、経営改善を図るモデル事業〕	工賃倍増計画の各地域への事例を基に、他域へのノウハウを提供 円卓会議等の場を活用し、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みを紹介するとともに、工賃倍増計画の内容における助言を行う	先進事例の収集を図り、広く公表する等の情報提供を実施	各都道府県の工賃実態等の把握	①工賃引き上げの一環として事業の見直し等を行う事業所が多数所在する都道府県に対する後押し支援 ②福祉施設の受注確保に向けた取組強化 行政刷新会議の指摘を受け事業内容を見直し	①工賃引き上げの一環として事業の見直し等を行う事業所が多数所在する都道府県に対する後押し支援 ②福祉施設の受注確保に向けた取組強化
		地域の企業グループや労働行政とネットワークを構築し、当該ネットワークが中心となり工賃倍増計画を策定	①コンサルタントによる施設経営支援 ②事業所職員職場実習コーディネーター配置及び受入企業の開拓 ③説明会等の実施による施設職員等の意識改革 ④障害者就労に理解を示す企業のPR	利用者の一般就労に向けた職業能力向上のための職業指導員等の研修を実施(新規)	基本事業(1/2) ①コンサルタントによる施設経営支援 ②生産活動への企業の手法への導入のための職員研修等 特別事業(10/10) ①福祉施設の受注確保に向けた取組の一環として、「共同受注窓口組織」整備事業を実施(実績:6道府県) ②未着手事業所に対する意識啓発、工賃向上計画骨子作成研修実施	基本事業(1/2) ①コンサルタントによる施設経営支援 ②生産活動への企業の手法への導入のための職員研修等 特別事業(10/10) ①福祉施設の受注確保に向けた取組の一環として、「共同受注窓口組織」整備事業を実施(全国8箇所を予定) ②未着手事業所に対する意識啓発、工賃向上計画骨子作成研修実施

実施結果を検証し、19年度事業に反映

24年度 25年度 26年度

4億円

工賃向上計画については、各都道府県のこれまでの取組の検証を踏まえた見直しを行った上で、経営改善や商品開発、市場開拓など、工賃引き上げに資する就労継続支援B型事業所等に対する安定的な仕事の確保に向けた取組を支援する

1 基本事業(補助率 1/2)

- ① 経営力育成・強化
工賃向上計画の策定及び管理者の意識向上を図る 【新たに追加】
- ② 技術向上
専門家(例:農業等)による技術指導や経営指導のアドバイス等を行う 【新たに追加】
- ③ 経営コンサルタント派遣による、個別事業所の工賃引き上げの推進 【継続】
- ④ 事業所職員の人材育成に関する経費 【継続】
 - ・ 事業所職員の人材育成(スキルアップ、経営ノウハウの向上)のための研修
 - ・ インターネットを活用した情報提供(研修用資料、データ)に関する経費

2 特別事業(補助率 10/10)

- ① 共同化推進
共同受注窓口を継続できる体制の確立を図る 【継続・拡大】
- ② 工賃引き上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施 【継続】
- ③ 事業者の経営意識の向上(未着手事業所への説明会) 【継続】

工賃向上計画作成スケジュール

